

医療機関・薬局の受付では、 マイナ保険証か資格確認書 をご提示ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

とっても
カンタン！

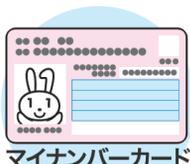
ぜひ **マイナンバーカード** をご利用ください

1 

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

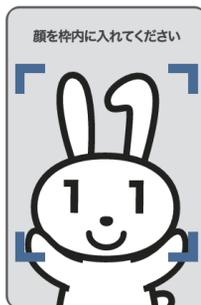


2 

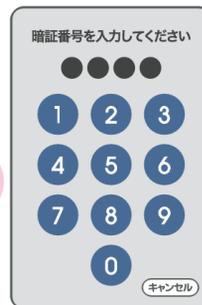
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

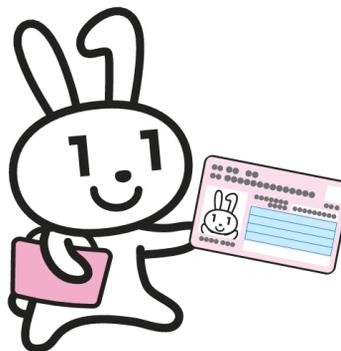
同意しない・40歳未満

同意する

4 

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを健康保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は以下から選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。
事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。
また、当施設は電子処方箋に対応しているため、直近までのお薬情報を見ることができ、より、患者さんに寄り添った対応ができます。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「資格確認書」を申請によらずお届けします。
- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。(更新時の申請は不要)
- マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合の有効期限は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー
0120-95-0178
マイナンバー総合フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く)
平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



資格確認書

をお持ちの方は
いずれかをご提示ください



1 カード タイプ



2 はがき タイプ



3 A4 タイプ



4 スマホ等の画面

画面上に現在時刻がリアルタイムで表示されるもの
(PDFや画面キャプチャではないもの)



マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)とは

- 電子証明書とは、“ログインした者が、あなたであること”を証明するものです。
- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログインをする際に利用します。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6~16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

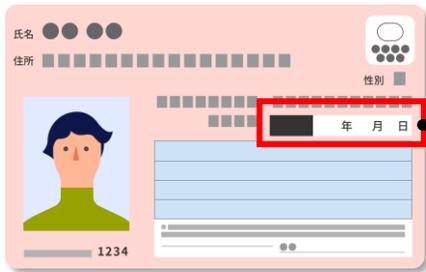
? マイナンバーカードそのものの有効期限は?

- ▶ 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
- ▶ マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できます。

※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには?

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルにログイン

▲マイナポータル



更新するにはどうしたら良いの?

有効期限の2~3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続を行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続はオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒

? 有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか?



詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。自宅に送付される有効期限通知書をご覧ください。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細はオモテ面参照）。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



注目！

マイナポータルログイン時にも、有効期限の3カ月前時点から、「マイナンバーカードの電子証明書を更新してください」と、通知が表示されます。

マイナンバーカードの電子証明書を更新してください
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、2025年X月X日です。有効期限の2～3カ月前を目途に、更新をご案内する封筒が届きます。内容をご確認いただき、更新してください。

更新方法を見る

とじる



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える

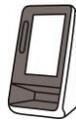


有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村窓口にお問い合わせください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間



3カ月後

マイナ保険証
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

詳細は市区町村窓口にお問い合わせください。



有効期限切れから3カ月間※経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間

※ お手元に有効な健康保険証もなく、再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に、**資格確認書が交付されます。**引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。

マイナンバー
0120-95-0178
マイナンバー総合フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare